

阿賀野市条例第 3 5 号

阿賀野市葬斎場使用料助成条例の一部を改正する条例

阿賀野市葬斎場使用料助成条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 1 4 4 号）を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（助成の方法）

第 3 条 阿賀北葬斎場以外の葬斎場を使用する者には、別表に定める金額を上限として当該葬斎場使用料の実費を助成する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

葬斎場使用料助成額			
種別	区分	単位	金額
火葬	1 2 歳以上	1 体につき	1 0, 0 0 0 円
	1 2 歳未満	1 体につき	8, 0 0 0 円
	死産児	1 胎につき	3, 0 0 0 円
焼却	身体の一部等	1 室につき	1, 5 0 0 円

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。